

**石破茂首相に対し、新日本学術会議法の成立に際し、学問の自由の保障、
日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護を要請する声明**

2025年6月16日

梶田隆章（日本学術会議第25期会長）
山極壽一（同第24期会長）
大西隆（同第22-23期会長）
広渡清吾（同第21期会長）
黒川清（同19-20期会長）
吉川弘之（同17-18期会長）

2025年6月11日、参議院本会議において「日本学術会議法案」が可決され、成立した。私たち日本学術会議会長経験者6名は、同年2月18日に「石破茂首相に対して『日本学術会議法案（仮称）の撤回を求める声明』」、また国会審議中、同年5月20日に「『日本学術会議法案』の廃案を求める声明」を記者会見において発表した。政府与党は、私たちの要請、また、科学者コミュニティと多様な市民からの大きな批判の声を一切顧慮することなく法案成立を進めた。日本学術会議は、2025年4月15日総会において、法案に基本的な懸念を確認する声明を発し、法案の修正を求める決議を行った。政府与党は、これに応答することもなかった。私たちは、日本学術会議法案がこうして成立したことに心から遺憾の意を表明する。

私たちの法案批判は、国会審議において野党の質問によって取りあげられたが、政府答弁は、常套文句を繰り返し、誠実な問題解明の立場に立つことなく、まったく受け止められなかった。私たちの法案批判は、第1にこの法案による特殊法人化は日本学術会議の在り方に不適合であること、第2に法案にはそれを必要とする立法事実を欠いていること、第3に法案はナショナル・アカデミーの国際基準に照らして欠陥があること、第4に現行学術会議法の前文削除は日本学術会議を根本的に変質させるものであること、第5に法案は「日本学術会議管理法」案であること、第6に次期会員候補者選考方式において、現会員のコ・オプテーション制に基づく次期会員候補者選考権を恣意的に奪うものであること、を指摘した（5月20日声明）。

これらの批判は、成立した日本学術会議法にいうまでもなくそのまま妥当する。国会は、法案が厳しく批判されたことを反映して衆議院において11項目、参議院において14項目の附帯決議を採択した。ここには、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護およびそれを基礎づける学問の自由の保障に配慮する積極的な諸項目が盛り込まれ、国会審議の意義を示した。附帯決議に法的拘束力がないことは、国立大学法人法の先例に鑑みて苦い経験であるが、日本学術会議は、国会の意思として今回の附帯決議の実現を強く求めていくことが必要である。

法の成立に際して、私たちがもっとも重要だと考えることは、5月20日声明の最後に示した「日本学術会議と政府との信頼関係の再構築」である。法人化された日本学術会議は、内閣府を主務官庁とし、その長たる内閣総理大臣の監督に服する。翻って考えれば、2020年10月、現行日本学術会議法の下で、日本学術会議を所轄する内閣総理大臣が従来の法解釈を変更し、理由を明らかにすることなく6名の会員候補者の任命を拒否したことが、今回の新法の発端である。この内閣総理大臣の措置は、日本学術会議の会員選考の自主性、独立性、そしてそれを支える学問の自由の決定的侵害であった。

今回の新法による日本学術会議の法人化は、政府の説明によれば、こうした内閣総理大臣の措置を永劫になくし、日本学術会議の独立性と自主性を高め、機能強化を図るものと繰り返されている。そうであるとすれば、新たな日本学術会議法の下、日本学術会議を監督する地位に立つ内閣総理大臣は、任命拒否を行った内閣総理大臣とまったく異なる立場にあることを示し、学問の自由の保障、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護を、明確に日本学術会議と社会に対して、約束するのだからなければならない。これは、新法の成立に際して、政府と日本学術会議の信頼関係の再構築のために、ぜひとも必要なことである。

2026年10月の法人発足まで、日本学術会議は、多くの問題を含んだ新たな日本学術会議法の具体的運用を、日本学術会議の独立性と自主性を堅持する観点から、徹底的に議論して構築する必要がある。移行期における内閣総理大臣の権限行使、すなわち、会長による特別選考委員任命の協議の相手方となる有識者2名の指名、設立委員の指名、会長職務代行者の指名、また、通常体制の下での種々の権限行使、すなわち、内閣府評価委員会委員の任命、監事の任命、報告・立ち入り検査をさせる権限、違法行為等の是正措置指示権および行政処罰権等については、人事とあわせ実際の業務運用に関し、上記観点から内閣総理大臣の専断に委ねるべきでなく、内閣総理大臣と日本学術会議との協議が必要である。また、日本学術会議の在り方に直接かかわる会員解任制度、法定外業務従事の処罰制度等は、日本学術会議の独立性と自主性を損なうことのないように法の運用が明確にされなければならない。さらに法人発足後の最初の総会に提案される議案作成、日本学術会議の運営に係る会則の提案、従前の日本学術会議規則類の取扱い等については、内閣総理大臣指名の会長職務代行者に委ねるのでなく、現在の日本学術会議が独立性と自主性の観点から準備すべきものである。

とくに重要なことは、次期（2026年10月以降）および次々期（2029年10月以降）の会員選定についてである。新法附則によれば、私たちがすでに批判の論点としたように、会長が内閣総理大臣指名の2名の有識者と協議の上任命する「候補者選考委員会」（次々期については常置の「会員候補者選定委員会」委員として）が実質的選考を行うこととされ、現会員のコ・オペレーション制に基づく会員候補者選考権が奪われる恐れがある。しかしながら、この「候補者選考委員会」は、新法附則にしたがえば、現会員の就任を排除しておらず、ま

た、予測される政令によって同委員会の下におかれる会長任命の「専門委員」についても同様である。したがって、会長は、新法においても移行期が終わる 2032 年 10 月以降保障されている現会員による次期会員の選考というコ・オペレーション制を持続的なものとするため、「候補者選考委員会」および「専門委員」の現在の会員からの任命を積極的に進めるべきである。また、新法附則によれば、「候補者選考委員会」の選考結果は、現在の日本学術会議幹事会の議を経て、総会の承認をえるものとされる。総会の承認は、法人としての日本学術会議の立ち上げを左右するものであり、日本学術会議の協力なしには、次期日本学術会議は成立しない。内閣総理大臣にとって日本学術会議との信頼関係の最構築が必要であることは、いうまでもないことであろう。

日本学術会議は、その独立性と自主性を堅持するため、以上のような活動とその結果を適時に広く社会に公表し、その支援を求めながら、日本学術会議の新法運用に関する提案につき内閣総理大臣と協議し、合意を目指すべきである。私たちは、日本学術会議があらゆる可能性を追求して独立性と自主性を堅持するため粘り強く活動することを期待し、石破茂内閣総理大臣がこれに応答しつつ、学問の自由の保障、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護を日本学術会議と社会に対して約束することを強く要請する。